

---

## 第3回 日吉津村議会定例会会議録（第3日）

令和6年9月9日（月曜日）

---

### 議事日程（第3号）

令和6年9月9日 午前9時開議

- |       |        |                                                                              |
|-------|--------|------------------------------------------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第25号 | 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第2  | 議案第26号 | 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例                                                       |
| 日程第3  | 議案第27号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）                                                 |
| 日程第4  | 議案第28号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）                                       |
| 日程第5  | 議案第29号 | 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）                                          |
| 日程第6  | 議案第30号 | 令和6年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）                                                    |
| 日程第7  | 認定第1号  | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について                                             |
| 日程第8  | 認定第2号  | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について                                   |
| 日程第9  | 認定第3号  | 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について                                      |
| 日程第10 | 認定第4号  | 令和5年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について                                          |
| 日程第11 | 同意第1号  | 日吉津村教育委員会委員の任命について                                                           |
| 日程第12 | 同意第2号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |
| 日程第13 | 同意第3号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |
| 日程第14 | 同意第4号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |
| 日程第15 | 同意第5号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |
| 日程第16 | 同意第6号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |
| 日程第17 | 同意第7号  | 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について                                                           |

- 日程第18 同意第8号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第19 議案第31号 米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について
- 日程第20 議案第32号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第25号 日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第26号 日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第27号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第2回）
- 日程第4 議案第28号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）
- 日程第5 議案第29号 令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第1回）
- 日程第6 議案第30号 令和6年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第7 認定第1号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 令和5年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 令和5年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 同意第1号 日吉津村教育委員会委員の任命について
- 日程第12 同意第2号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第13 同意第3号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第14 同意第4号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第15 同意第5号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第16 同意第6号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について
- 日程第17 同意第7号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第18 同意第8号 日吉津村温泉審議会委員の委嘱について

日程第19 議案第31号 米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議について

日程第20 議案第32号 鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

---

出席議員（10名）

|             |             |
|-------------|-------------|
| 1 番 齊 田 光 門 | 2 番 加 藤 修   |
| 3 番 江 田 加 代 | 4 番 長谷川 康 弘 |
| 5 番 前 田 昇   | 6 番 石 原 浩 明 |
| 7 番 河 中 博 子 | 8 番 橋 井 満 義 |
| 9 番 松 田 悦 郎 | 10番 山 路 有   |

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

局長 ..... 里 英 樹 書記 ..... 高 塚 悠美代

---

説明のため出席した者の職氏名

|              |         |              |         |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 村長 .....     | 中 田 達 彦 | 総務課長 .....   | 小 原 義 人 |
| 総合政策課長 ..... | 大 武 浩   | 住民課長 .....   | 矢 野 孝 志 |
| 福祉保健課長 ..... | 橋 田 和 久 | 建設産業課長 ..... | 福 井 真 一 |
| 教育長 .....    | 井 田 博 之 | 教育次長 .....   | 横 田 威 開 |
| 会計管理者 .....  | 景 山 美 穂 |              |         |

---

午前9時00分開議

○議長（山路 有君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和6年9月第3回定例会本会議3日目、議案質疑を開催します。

早速、本日の会議に入りますが、二、三、注意を申し上げます。

これまで議案質疑においては幾度となく御指摘させていただいていますが、あくまでも議案に対する質疑であることを念頭にお願いいたします。また、同一議案、1議員3回を超えてはならない、ただし、議長の許可を得たときにはこの限りではないということを定めております。

また、9月第3回定例会は前年度の決算認定、質疑もあります。この認定については特別委員会に審査を付託していますので、本日の質疑は、総括的、基本的な質疑としていただきたいと思います。

それでは、本日の会議に入ります。

ただいまの出席議員数は10名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

#### 日程第1 議案第25号

○議長（山路 有君） 日程第1、議案第25号、日吉津村の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 5番、前田です。3点ほどお伺いしたいと思います。

まず1点は、今回、この改正の本旨であります特定個人番号利用事務というものと、利用特定個人情報ということであります。特定って書いてあるのは、行政が扱う内容というふうなことで、多少そういうふうには伺っておりますが、改めてこの特定個人番号利用事務というものと利用特定個人情報について、少し分かりやすく、こういったものを指しているか補足をいただきたいというふうに思います。

それから、2点目は、第4条に、後段のほうに村長及び日吉津村教育委員会とありますが、これは今回の改正点ではないんですが、あえて伺いますと、村長は村長、及び教育委員会にわざわざ日吉津村とついているのは、何かこれは意味があるのかなと。例えば中学校組合の教育委員会なんかもあるから、特定するためにわざわざ日吉津村とついているのかなというふうに勝手に思うんですけども、この辺の経過が分かれば、感じとして不要なような気もしないでもないんで、伺うものです。

それから、3つ目、4条の3項であります。この中で、これも今回の改正点ではないんで

すが、必要な限度で利用特定個人情報であって自らが保有するものとあるんです。必要な限度ってなかなか説明が難しいかもしれませんが、自ら保有するということは、これは要するに各課、例えば住民課がある情報を簡単に総務課の職員には流さないよということなのか、あるいは日吉津村と教育委員会の間の辺を想定してるのか、この辺に少し補足をいただいたらなというふうに思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

このたびのマイナンバー法の改正で、新たに特定個人番号利用事務、それから利用特定個人情報という用語が出てきてます。それについて19条の8項の言葉で御説明させていただきますと、特定個人番号利用事務といいますのが、迅速に特定個人情報の提供を受けることによって効率化を図るべきものとして主務省令で定めるものをいう。それから、利用特定個人情報というのは、特定個人番号利用事務を処理するために、政令で定めるところにより、当該特定個人番号利用事務を処理するために必要な特定個人情報として主務省令で定めるものということでございまして、今回は新たに、今までは法律の別表ということで詳しく一つ一つを載せていたんですけれども、それをこういった特定個人番号利用事務ですとか利用特定個人情報というくくりでしてしまっ、あとは主務省令で定めれば、それを一々法律を改正しなくても運用ができるというような、利用のしやすいように法律を改正したものというふうに認識をしております。

続きまして、4条の関係で、条例のほうですが、あえて日吉津村教育委員会とつける必要があるのかということなんです、これもちょっと定かではないんですけども、やはり教育委員会ということだと、どこの教育委員会かっていうことも特定できませんので、村とどこが情報の連携をするかということでは、日吉津村教育委員会というふうにきちっと明記をしておく必要があったんではないかなというふうに感じます。

それから、最後の情報連携のところですけど、自らがというのは、おっしゃいますように、やはり各課で保有する、村の各課で保有する情報ということで、教育委員会が相手ですと部局が違いますので、やはりそこはこういった形で別の表現で表記をしとかなきゃいけないんですけども、村同士であれば、自らがという内部処理という形で取扱いができるというものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） 答弁いただいて、いま一つ具体的に分かりにくいんですが、先ほどの1項目でいうと、省令で定めるというふうなことなんで、要するにここに特定ってつけて、

一般の個人情報と分けているという意味合いが多分あると思うんですよね。じゃあ、特定と定めるのはどこからどこまでが特定なのか、行政に関わる情報は全て特定なのか、その辺が素人考えでいうとすごく曖昧な解釈かなというふうに思うんで、ちょっと答弁の内容を聞いても分からないんですけど、省令のほうから見るとこういった内容だということが分かれば、今日の答弁はいいですので、村民の方から見た場合には、何かすごく難しい抽象的な表現だなという感じがするので、また機会があればその辺をちょっともう少し具体的に教えていただいたらと思います。

それから、第4条も日吉津村というものが、例えば村教育委員会では駄目なのかとかいう話になるので、これは今回の改正点ではないですので、この機会にその辺も少し必要に応じて確認をいただいて、またいずれ教えていただくとありがたいなと思います。

それから、3つ目の自らがってというのは、先ほどちょっと聞き取りにくかったんですけど、結局、各課ですよ。自らがってというのは、役場の中でも各課が持っているものを隣の課の職員だからといって勝手にそれを利用しちゃいけないよという。それで、そのためにはこういった趣旨でということで、例えば住民課に情報が欲しいという場合にはこういった内容だと示すとか、あるいは何か法律、省令に定めがあってということだと思いますけども、改めてそういったことで理解をすればいいのかということで、特に3点目については、そういう理解でいいのかっていうことだけ、御確認で答弁をいただいたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

3点目の各課ということにつきましては、おっしゃるとおりでして、その事務に使える情報というのがその課だけが持っている情報ではないという場合もありますので、そこは横の連携をして、ほかの課が持っている情報も使えるということが条例でうたってあるということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（5番 前田 昇君） もう一度確認するのは、私が聞いているのは、役場が使いやすいというよりは、個人情報が役場の各課であまりに安易に動いちゃ駄目だよという村民目線で確認をしますので、それは答弁はいいですので、そういった趣旨でこの自らという意味合いを捉えていただいたらと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに。

江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 3番、江田です。この自治体のデジタル化っていうのは今後ずっ

と進んでいくと思うんですけども、私、一番気になるのが、このデジタル化で、行政の仕事っていいですかね、その業務の在り方っていうのが大きく変わっていくのか、だんだん変わっていくのかは分かりませんが、全ての役場の仕事っていうのは対人サービスっていいですかね、そういったことが多くあると思うんですけども、全てがデジタル化で対応できるのかなっていうことで、こうこうこういう仕事は対応しませんよという、何かそういったすみ分けがされてるのかなっていうことをお聞かせください。

○議長（山路 有君） 江田議員、この議案と質疑の内容がちょっとかけ離れていると思いますけども。

○議員（3番 江田 加代君） ああ、そうですか。

○議長（山路 有君） はい。

小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

デジタル化という趣旨の質問だったと思いますけれども、この今回の条例改正にかこつけて言えば、マイナンバーの利用につきましては御承知のとおり福祉とか保健、それから医療、その他の社会保障、地方税、または防災に関する事務ということで、限られた利用範囲となっておりますので、デジタル化とはちょっと違いますけれども、マイナンバー法でいえば全ての者に対してそういった利用をしていくということではなく、制限がかけられております。しかも、それは狙いとしてはあくまで住民サービスの向上、つまり住民の皆さんが手続するのに、あえて役場のうちのまた他課の証明とかを必要としないような形ですするというような狙いですので、デジタル化という部分についても、やはりいい面というのもあります。それから、やはり住民の皆さんのサービスだけではなくて、行政内部の効率化っていうようなことも狙っておりますので、そこは制限をかけながらこれから進めていくっていうふうに思われます。以上でございます。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） 質問ではありませんけど、そういうことがお聞きしたかったんです。ありがとうございました。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第25号の質疑を終わります。

日程第 2 議案第 2 6 号

○議長（山路 有君） 日程第 2、議案第 2 6 号、日吉津村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はございませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。この場合、紙の保険証がなくなって後のことだということですが、例えば、これまで資格証明書とか短期保険証とかが発行してありましたが、この資格証明書と資格確認書は違うものですよね。その辺りどうなるのかなということをお教えください。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

議員御指摘のとおり、今は短期保険証、また、資格確認書というものが運用されておりますけれども、こちらはいずれもこの 1 2 月の改正時期に合わせてなくなります。基本的にはマイナ保険証という形で、マイナンバーをお持ちの方が保険情報をひもづけして使っていただくという形のもの、それを持っておられない方につきましては、新たに資格確認書というものを発行させていただきまして対応するということで、運用が変わってまいります。ですので、資格証明書と資格確認書というものは違うものということの御理解でいただけたらと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） じゃあ、確認しますが、短期保険証と資格、何でしたっけ、確認書、長期に滞納のある、保険税を滞納してる人が資格証ですよね。短期の場合が短期保険証を発行しておられたと思うんですけど、それはなくなってしまうということですね。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

御指摘のとおり短期保険証はなくなりますし、資格証明書はなくなるということで、滞納しておられる方、税の納付のほうで滞っておられる方については資格確認書というものを発行するという形に変わります。また、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、その情報がデジタルで接続されてまいりますので、マイナ保険証の情報の中に滞納情報というのが入ってくるということになります。ですので、実際は医療機関にかかれたときにその情報が医療機関のほうで確認されますので、10 割負担が必要だよという方につきましては、その医療機関のほうで確認が取れるということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 26 号の質疑を終わります。

---

### 日程第 3 議案第 27 号

○議長（山路 有君） 日程第 3、議案第 27 号、令和 6 年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計補正予算（第 2 回）を議題といたします。

これから質疑を行います。質疑については、一般会計についてはページ数を述べていただいてから質疑をしていただきたいというふうに思います。

そうしますと、質疑はございませんか。

加藤議員。

○議員（2 番 加藤 修君） 2 番、加藤です。議案書の 13 ページ、説明書の 12 ページ、児童手当給付について、これは今の給付方法なり金額なり年齢なり、いろいろと変わっておりますので、ここをもう少し詳しく説明をしていただきたいと思います。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 加藤議員の御質問にお答えをしていきます。

先ほど御指摘をいただきました児童手当の給付につきましてですけども、これは令和 6 年 10 月から児童手当の抜本的な見直しがされ、拡充されていくという内容でございます。大きく言まして 4 点の改正がございます。

まず 1 点は、所得制限の撤廃ということで、現在、特例給付、所得の上限を超えておられて特例給付になっておられる方、また、支給停止となっておられる方につきまして、制限を撤廃して皆さんが支給されるという形のものが 1 点。

それから、現在は中学生年代までの支給となっておりますけども、これを高校生年代まで広げるということの支給期間の延長ということが 2 点目。

それから、3 点目が多子加算ということで、第 3 子以降、今もう加算が設けられておりますが、その額を第 3 子以降 3 万円ということで、引き上げるというものでございます。

それから、4 点目につきましては、支払い月が今現在は年 3 回の支給となっておりますけども、これを偶数月の年 6 回ということで、支給回数を増やしていくというものでございます。

これで拡充後は、初回は令和 6 年 12 月ということで、今年の 12 月からこの支給の方法で拡

充をしてまいるといふことでございます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに質疑ございませんか。

齊田議員。

○議員（1番 齊田 光門君） 1番、齊田でございます。11ページを見てやってください。一般管理費の委託料2,600万ほどございます。これは電算に関わる委託料だとは思いますが、高額ではあります。条例の一部改正になるたびにこういったものが発生するとは思いますが、この委託料の大きな項目が分かればその項目を、全てじゃなくてもよろしいですので、大きなものでちょっと教えていただけたらと思います。

それと、2,600万ですので、高額です。各市町村、条例が一部改正なれば、全ての市町村が改正して電算処理も変わっていくと思いますが、この価格の、委託料の実際の価格が適正なのかということも含めてちょっと教えていただけたらと思います。いわゆる給料計算でいいましたら年末調整しますと、パッケージ化されてますので、それを電算で入れ替えるということをやりますけど、そういった形のものだと思いますけど、価格の妥当性と内容を一部教えていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 齊田議員の御質問にお答えいたします。

この2,600万の委託費の内訳ですが、大きなものとしては、令和6年度印刷運用の管理サーバーの構築業務というのが約1,936万9,000円、その他、ガバメントクラウド接続に係るネットワーク運用管理補助業務が440万円、ガバクラ接続に係る町営ネットワークの設定変更の費用が239万8,000円の内訳となっております。こちらのほうは当日吉津村が基本基幹システムのベンダーでありますところがありまして、同じ自治体が全てこういった委託形式でやる予定でございます。

金額の妥当性につきましては、本自治体が委託してる事業者と異なる事業者があるんですけれども、大体そういったところとも比較しながら進めておりますので、適正と考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

○議員（1番 齊田 光門君） いいです。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 補足で答弁させていただきます。

今回のこの電算処理業務委託につきましては、個別の条例の改正というものではなくて、今、

全国で進められようとしてますシステムの標準化というのがあります。それと併せて、ガバメントクラウドっていった今はそれぞれ個別でそのサーバーを持ってるわけですけども、これを国で一本化していこうというような大きな動きがありまして、それに対応するためのシステム改修ということになりますので、そのネットワークシステム自体を再構築をしていくようなことでありますので、何かの条例が変わって、そのたびにこれがかかってくるというよりは、もう本当、根本的なこのシステムの構成を国全体で変えていこうという中での、本村に係る委託料ということでございますので、補足をさせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） ほかに。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。ちょっと５点ほどあるんですが。

まず１点目は、４ページ、債務負担行為の補正が出ておりまして、ふるさと読本のアドバイス、印刷業務ということで、説明としては、委員会において印刷費が足りないだろうというふうな御意見があって、限度額を上げますということでしたが、今日でなくてもいいんですけど、このふるさと読本の太まかな内容、どういった構成というか、どういった内容で作られようとしているのか、できれば、どういった日吉津のふるさとの歴史といいますか情報、こういったものを載せるというふうに委員会で協議されてるというふうなことを補足をいただいたらと思います。非常に村民にも関心のあることだと思うんで、結構、公表することで皆さんの理解や関心が高まるんじゃないかなという趣旨で伺いたいなと思っております。

それから、２点目ですが、１１ページ、先ほど同僚議員のほうで質問しました委託料です。電算処理の委託料で、いわゆるクラウドサーバーに替える、あるいは標準化するというふうなお話でしたが、以前にも言ってますが、結局、電算処理業務委託料って書いても、我々にはなかなかその内容が分かりにくいというのが、まずあります。その上で、９月の補正に出るという辺も当初にはなかった話なのかなというふうに、ちょっと疑問が残るわけでして。ここの財源を見ると、国庫支出金、その他の財源といってもあんまり多くは入ってませんので、基本的には、これは日吉津村が言わば判断をして取り組むものなんだろうというふうに思いますので、これはやっぱり説明資料にもう少し、１ページ取って説明を加えていただく必要がそもそもあるんじゃないかなというふうに思いますんで、内容については先ほどの答弁もありましたが、そういった点をできたらこの９月議会の間でも、もう少し分かりやすい何かペーパーで説明をいただいたらありがたいなと思います。

それから、続いて、その備品購入費でマイナンバーカードの特急発行用というふうなことであ

りますが、この特急発行用というふうな意味合いはどういった意味なのか、補足をお願いしたいと思います。

それから、次に、13ページですが、13ページの民生費の扶助費にアルツハイマー病の治療薬助成金というのがありまして、アルツハイマーの治療薬っちゅうのがいよいよ日本でも使えるようになった。ただ、非常に高額だというふうなことは新聞なんかで読んでますけども、この助成金についての意味合いを、もう少し補足をいただきたいなというふうに思います。

それで、最後ですが、土木費、教育費の辺りで、ごめんなさい、14ページですね。14ページに公園費で防護柵の撤去工事29万7,000円があって、それで、住宅の管理費については施設修繕料とだけ記載されて55万8,000円。それから、その下には、学校で20万7,000円。それから、公民館費が56万円ということで、需用費ですから、施設修繕料というふうなことで書いてあるんですけども、従来もそういう書き方だったとは思いますが、50万を超えるような修繕料ということでいえば、当初予定した修繕が不足金が生じたという意味なのか、あるいは新たに例えば住宅とか、あるいは公民館でこういった修繕が必要になったということなのか、その辺を、もう少し何かこの辺を説明をいただきたいなという趣旨で、取りあえずこの3か所、施設修繕料についての補足をお願いしたいと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 前田議員の御質問にお答えします。

まず、資料4ページのふるさと読本制作アドバイス印刷業務についてのことです。この内容というふうなことでございましたが、このふるさと読本は、単なる日吉津村についての情報を載せるだけの、言ってみれば資料集っていうことではなく、例えば3年生から6年生までが社会の学習を中心に、授業の中でも教科書のようにふるさと日吉津のことについて学習できる、そういった使用できる副読本であるというふうなことを我々も意識しています。具体的な内容としましては、これは全部ではありませんが、自然、例えば産業については農業や水産業、それから工業、それから政治、役場の働きであったりとか、防災も含めた日吉津村の取組。そして、歴史であったり日吉津村で昔から大切にされてきた生活のこと、それから他地域との交流であったり、文化財、地域で働く人に着目した内容など含めて、今現在、約30ページ程度のものを考えております。

それから、ふるさと読本以外で教育に関するところでは、15ページに、施設修繕料が教育費、学校管理費の中で組まれてるものと公民館費の中で組まれてるもの、2つがございました。

まず、1つ目の学校管理費の中で組まれている修繕費についてでございますが、小学校体育館

で非常用で使っておりますディーゼル発電機のバッテリーの交換で必要なものになります。春にバッテリー交換等を行ったんですが、ヒューズが飛んでいまして、この理由としては落雷であったりとか、過電圧等が原因ではないかというふうなことで調査されておりますが、それによってヒューズがない状態でバッテリーがずっと電力を送り続けていたっていうふうなことで、過放電状態がバッテリーに起こって、現在、使用不可能の状態になっております。そういったバッテリーの交換等に係る修繕費用とバッテリー交換の費用が、この上の20万7,000円になります。

それから、下の公民館費における施設修繕ですが、公民館、要するにヴィレステひえづの中にあります1つの系統のエアコンがガスが漏れているっていうふうなことは以前からも少しずつあったんですが、この春、ガスを新たに原因を確認するっていうことで充填していただきましたら、既に1か月以内に全部また抜けてしまって、エアコンが効いてない場所がヴィレステの中にあります。それに関わって、ガス漏れが分かったところのその充填のことで、それからその修繕に係るものが、この56万円になります。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 前田議員の御質問にお答えします。

関連しますので14ページを御覧ください。先ほどの海浜運動公園の防護柵撤去工事の29万7,000円の説明でございます。こちらにつきましては海浜運動公園の場所としましては、芝生広場の道路沿いにあります防護柵、一番北側、海側のほうになるんですけれども、こちらの防護柵が一部破損していて金属が露出しているために、今回、安全のために撤去するものでございます。今回、海浜運動公園、ねんりんピックの会場として使用しますけれども、その使用するに当たって県の実行委員会が現地視察ということで、現場が安全かどうかというのをずっと回って見られました。その際に、ここがちょっと危ないですねということで指摘を受けましたので、そういうこともありまして、今回そこを撤去工事するものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 大武総合政策課長。

○総合政策課長（大武 浩君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

資料11ページの一般管理費、委託料でございますが、予算概要書のほうでちょっと説明不足という点を御指摘いただきましたので、また改めて説明資料を作りまして、皆様に御説明をさせていただく機会を設けたいと思います。9月補正、なぜこのタイミングなのかというところも併せて御説明はしたいと思いますので、よろしくお願いします。（発言する者あり）

失礼します。補正の理由は、実際ガバメントクラウドに移行するのが令和7年度、来年度でございますので、それに対しての機器、設備の購入を前もっておかないと調達ができない可能

性があるということで、先に補正したものでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 大武課長、会期中には提出してもらえるわけですね。

○総合政策課長（大武 浩君） はい。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

私は、11ページのマイナンバーの特急発行ということのところでございます。このマイナンバー特急発行につきましては、12月にマイナンバーの保険証がということになって、保険証がなくなることから、その対応策として、マイナンバーカードを紛失されてる方とか海外から転入された方が急遽必要になる場合がございますので、その方に対して特急発行ということで、ネットを介しますけども、こちらで受け付けして、その方のマイナンバーの情報を国に送りまして、今度は国から本人さんのほうにマイナンバーカードが送られるということが、大体1週間程度で届くというようなことの対応をするための制度でございます。

それから、住民課関係で5番目に言われました14ページの住宅の修繕費、55万8,000円でございます。この件につきましては、昨年に2棟の空いてるところに入居があったわけでございますけども、入居までの期間がちょっと長かったもんですから、と、古くなってるということもありまして、いろいろなところの修繕が必要になってまいりまして、昨年度でできるところはしましたけども、その不足分があるものがあって、今年の当初予算でその面を対応してまいりまして、水回りのところですか、そういったところをもろもろしてきてる部分、それから、年度末から今年にかけて3件の退去がありました。その退去に伴っての修繕も必要になってまいりまして、見込みを立てたところ、予算計上しております55万8,000円程度不足するんじゃないかということで、増額補正させてもらったところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

私のところは、13ページでございます。アルツハイマー病治療薬の助成金についてということでございますけども、こちらにつきましては、アルツハイマー病治療薬補助金ということで県が補助制度を設けられました。これはアルツハイマー病治療薬のレカネマブ、こちらのほうが保険診療が可能になったということに伴いまして、早期検査、また治療に向かうための補助事業ということで、県が2分の1の補助をされるということで制度を設けられましたので、うちも、件数につきましてはちょっと見込みが立ちませんので、取りあえず枠というところで、1名分の予算計上をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） 施設修繕料については細かいところを聞いたような感じですけど、要するに工事請負費になるとさっき言った公園の防護柵なんかは記載されるんだけど、需用費の修繕料になると記載をされずに、むしろ５０万とかっていうことなんで、その辺をちょっと補足してほしいなという、必要があれば当初からこれの修繕とかっていう記載をしてほしいなという趣旨で伺ったので、その辺はまた今後努めていただいたらというふうなことです。

それから、ふるさと読本ですが、御説明については分かりましたけども、できたら、やっぱりこういった皆さんがどういう内容で今検討されてるかということを情報提供いただくとありがたいなと思いますので、それは要望として付け加えさせていただきたいと思います。

以上で、分かりましたので、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） ほかに質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。２点、お願いします。

１点目は、１１ページの賦課徴収のところの法人税の過誤納付金の１３０万円の説明と、それから、１４ページの予防接種健康被害救済給付金の１３万円の増額がしてありますけど、これは財源はどのようになってますでしょうか。以上です。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

１１ページ、総務費、徴税費の償還金利子及び割引料１５０万円の件でございます。この分は、法人税の過誤納金の還付と固定資産税の過誤納金還付という記載しておりますけども、具体的には、法人税のほうは、法人税のルールで、前年度の決算額に応じて予定納税をされます。それが、前年度で予定納税がされて、本年度に確定で年度間の決算が決まりまして、そのあいさがあれば、納付であったり戻したりするんですけども、このたびその戻入れをする金額が１８０万を超える金額が１件出てまいりまして、当初予算では対応できないものですから、その差引き分の１３０万を補正させていただいたものでございます。

それと、固定資産税の２０万円部分でございますが、これは、個人さんの申出によりまして、現在、農業用倉庫で使っておられるところが農業用の課税になっておりませんで、以前は宅地並みの用途で使っておられたところが、なかなか調査できないものですから、それが以前から、もう昭和の代からずっと来てたものでございますけども、それを農業用で使っていただいた時期が分かったものですから、そこまで遡って、農業のほうでの固定資産税のほうの試算をして、それ

を遡って計算したものを還付するという金額がこの程度出てまいりましたので、このたび補正させていただいたということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

14ページの予防接種健康被害救済給付金につきまして、財源ということでございますが、こちらにつきましては全部国費ということでございます。今回の補正につきましては、従来は年度で補助実績報告を上げさせていただいて、それに対して国から給付を受けると、補助金の助成を受けるという形を考えておりましたが、そうしますと、3月から4月の実績報告までの期間が非常に短くなっておりまして、この当初のちょっと考え方を變更いたしまして、年で給付するという形に切り替えたために発生した補正ということになっております。ですので、財源につきましては、全て国費ということになっております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかにございませんか。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 8番、橋井です。3点ほど質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど来、同僚議員からの質問があったので、それ以外について質問したいと思います。特に16ページ、債務負担行為についてであります。ちょっと上から順番に、これの表に基づいて3点ほどお聞きしたいというふうに思っております。

まず、上のほうから行きますが、この農村基盤整備事業の8次と9次、これが平成11年から令和の5年、昨年度までで完了しております。これは、農村基盤整備の大体通常の農水からのお金の返還部分を含めると、大体これで25年の部分が完済したというふうに取れるものかなというふうに思っております。

ちなみに、まず1番目の質問ですから、この8次及び9次の場所はどこのエリアなのか、概略を説明をいただきたい。といいますのは、なぜこの質問するかというと、これ以前にやった農村基盤整備で村は何を行ったかということ、今の現在、皆さん御存じだと思いますが、イオンの北側の駐車場があります。これは、この基盤整備事業が完了するのを待ってイオンの駐車場の拡張事業ができたというふうに、私は思っております。それは、村民の方も、これらを知っておられる方ってほとんどおられないものですから、あえて私は、この8次、9次の部分がどこなのか、そして、この8次、9次の計画に基づいて、次の村の計画事業等がこの後ろには控えておられるのであれば、そこを問うために質問したものであります。これがまず1点。

それから、次、電解水、これ、私も見失っておったというわけではないんですが、この電解水、イオン精製水ですね、水素水というやつです。これ、大体どこにどうやって使ってこの金額というのは出ておるのかなというところの詳細をちょっと御説明いただきたい。

それから、先ほどからも同僚議員のほうからもあったとおりであります、ふるさと読本についてであります。これは、4 ページにおいて、債務負担行為の変更補正が出ております。昨年度、既に110万円を計上して、それをこのたび、さらに倍額の220万円にしてくれということでの提案であります。通常の計上、計算パーセンテージでいきますと、110万のものが220万になるわけですから、100%アップということになってまいります。こういう計上の仕方というものが本当に債務負担行為で適切かなということは常々疑問に思っておるところであります。でも、今日は、出されておる数字に基づいてただしていかなくちゃいけないので、私は、ここでただしてお聞きをしておかなくちゃいけないのは、この政策アドバイス業務委託ということであつとるんですが、この委託先の110万円から220万円に金額がアップしたということの金額の根拠はどこから出てきて、どこから提示されたプレゼンテーションで110万円が増額になったものか、その金額の根拠を提示していただきたい。

そして、同僚議員からもあったとおり、これらについても説明資料がどこの内容をどれだけこうやってしたんだから110万円がアップするよということの根拠性に大変乏しいというふうに私は思っておりますので、それに基づいた納得できる御説明を賜りたい。

それから、6年度完了ということであつたわけですが、これが遅延をして、次年度じゃないとできないですよということの確固たる変更理由を、納得できるように御説明を再度いただきたいというふうに思います。

ということで、まず最初の御質問をさせていただきます。答弁によっては、また再度質問させていただきます。よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 橋井議員、今回が補正予算で上げてますので、最初、質疑されました8次、9次については、これは5年度までですので、これは決算審査で審査すべきものであって、このたび、ここでは一般会計の補正予算を今問うてますので、質疑受けてますので、この一番最後のふるさと読本については適切だと思いますけども、最初の2点については、これは決算審査で審査すべきものであり、ここでは質疑に答弁は控えたいと思いますけども、よろしいでしょうか。

○議員（8番 橋井 満義君） 電解水は違いますよ、7年度もありますよ。

○議長（山路 有君） 電解水。

○議員（8番 橋井 満義君） 表の3番目。

○議長（山路 有君） 7年度、ありますね。じゃあ、この部分について。

○議員（8番 橋井 満義君） それから、農村基盤整備事業は、これらについての最終的な結末がここで出てくるわけでありますから、これらについて、終わりということの中の部分を確認するために今質問したわけでありますから、その点は御理解をいただきたいなというふうに思いますが。それだけのことから、場所の。

○議長（山路 有君） これは令和5年度の決算審査で、詳細についてはまた審査したいと思いますので、この部分については除きたいというふうに思います。

じゃあ、ほかの部分について。（「休憩」と呼ぶ者あり）

そうしますと、暫時休憩を入れてちょっと協議します。ちょっと休憩入れます。

午前9時52分休憩

.....

午前9時53分再開

○議長（山路 有君） そうしますと、再開します。

じゃあ、教育委員会のほうから。

井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 橋井議員の御質問にお答えいたします。

100%アップの根拠を話せということでございました。当初、この内容について、原稿は役場の各課担当する項目に関して、役場の各課から原稿を出していただいて、それを基に編成、編集していこうということでございました。もちろんこの原稿は役場内で作って、それをまとめていくということになるんですけども、最初の110万ということでは、6年度中の50万と7年度の110万では、編集作業、校正作業、それから原稿に伴ってどんな図、表が必要かということ、それに伴って写真等の撮影、取材、いろんなことが付随して出てまいります。その付随して出てくる内容について、元の予算ではできない、不可能だということが分かったのだというのがアップせざるを得なくなった理由、根拠でございます。

当初、表紙の印刷、本文の印刷、表紙のデザイン、写真データ、製本等々までは考えておったんですけども、それ以上のことができない、簡単に言いますと、役場で作った原稿をそのまま載せて、それを返してもらって役場で校正して、校正した内容がそのまま印刷される、簡単に言うとそんな感じになるということが分かったので、このアップをお願いせんといけんということになったとございます。一つ一つ細かいことを言いますといろんなことがございますが、まず私のほうからそのように説明させていただきます。

詳細を横田次長のほうが御説明申し上げます。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えします。

今、教育長が概要を申しましたが、現時点、これまで組んでいました予算では、印刷、製本に係る、要するに、ふるさと読本はできるけれどというふうなところ、つくり上げた案がそのまま印刷されて本が出来上がるというところまでの予算でした。実は、同じ方法で令和5年度に近隣の町2つがふるさと読本の制作にかかっておりましたが、実際、この2町とも制作は失敗をして、補正予算を3回組んで何とか製本にたどり着いたところです。その内容としては、具体的に、図、グラフ等をどのように入れるか、それから、イラスト等もその内容に適したイラストであったりとか、効果的なイラストができるか、それから、写真もその内容を伝えるための本当に適した写真になっているのか、それから、最も大きかったのが、文章の表現、日本語としてその表記が正しいのかということと、多くの人がそれぞれのページを担当して、表現の仕方が全然違っていて、それを子供たちが学習の中でしっかり学ぶために使うものとして適しているかというところが大きな問題になってました。それで、日吉津村も何とか自分たちの手で作り上げてっていうふうなことで進めていましたが、そうであるならば、ただ印刷製本で近隣当たって入札すればっていうふうなところですが、このふるさと読本は、先ほど申しましたように、学習の中でもしっかり使う、もちろん村民の皆さんにもそれを見て様々日吉津のことをまた再確認をしてほしいんですが、そういう目的のためには制作委員会が目指している今の、しっかり取り組んでいただいているんですが、その完成形になるために今回補正したものになります。

また、金額については、倍になってっていうふうなこともございましたが、具体的には6つ、イラスト作成・挿入が1つ、2つ目、図・グラフの挿入、3つ目が追加撮影、4つ目は取材、5つ目が編集、6つ目が校正、これらを入れた額が約100万円というふうなところで補正を組んだものです。この金額については、近隣町、相談したところの金額と、それから、各社に、こういったときにはどれぐらいかっていうふうなことを問合せ等を行いまして算出を行いました。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長。

○教育長（井田 博之君） 先ほどちょっと答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

まずもって100%アップというのは、おっしゃいますように、当初の計画がずさんであるというふうに御指摘いただいても、まさにそのとおりであろうと思って、その計画が中途半端であったということについておわびを申し上げないといけないなというふうに考えております。申し

訳ございませんでした。

なお、私どもや制作委員会の皆さんが標榜しているのは、これ、ある近隣町の作った冊子、こういうものでございますが、表紙だけでもこれ、表紙作るのが70万だったっけ……（発言する者あり）ウン十万という話ではありました。これが3、4年生分、5、6年生分ということですが、この2冊でおよそ700万ということでございました。ただ、本村は1校のみですので、そこまではいけないと思いますが、ぎりぎり100%アップ、220で、中身もとても意匠を凝らしたものになっていて、子供たちが勉強するのにとても触発されるいい内容だなというふうに思っているところです。できるだけこれに近いものを作成していきたいなと考えてるところでございます。御理解いただけたらとお願いをするところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） 村長、電解水の部分は。じゃあ、そのことをちょっと答弁してもらえますか。現時点で、分からない、補正関係で。

そうしますと、橋井議員、電解水については、これ、補正とはちょっと離れてますので、この部分については、ここでの執行部からの答弁はしないということで判断します。

そうしますと、今のふるさと読本についての再質疑がありましたら出していただきたいというふうに思います。

橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） 先ほど来、債務負担行為の調書が提案をされておられるのに、調書に関する答弁ができないということは、甚だ論理的に整合性が乏しいなというふうに、私、思っておりますので、今後はこの場合のこと云々というのは、議会運営委員会でまた再度検討いただきたいなというふうに思っております。本日は、この件については問うことはやめておきます、時間の無駄ですから。

それで、先ほど来、教育長、それから横田次長のほうからも答弁がありましたが、この件については、ふるさと読本の、私は、小学生のみの1校ですからということに限らず、広くこれらを村民の方にでも、やはり配るに対応できるようなものを、私は作ってほしいなというふうに思っているところであります。

それで、答弁の中で、何度も繰り返されておりましたが、最初は、やはりこれを編集して、各課からのレポートなりを集めて、それを編集をして出せばいいなと思っておったんだが、ところがそうはできないよというような雰囲気になっちゃって、見込みが甘かったというような、最終的には答弁に、私は、窮しておられたように酌み取れます。それで、くしくも教育長のほうからそういう言葉があったんですけども、それについては、そういうふうに思っておられるというこ

とがまだ救いと言っちゃあ失礼なんですけども、その部分は大いにこれから反省をしていただきたいなというふうに私は思ってます。

それから、今、大山町のできたやつをサンプルとして出されておりましたが、この話は、当初は、やはりこの金額でもできるわけがないというふうに私も思ってたんですけども、今、今回の提案をされて、アップした要因というのは、要するに、通称アートディレクションの部分でいくと、グラフィックの部分が大きいウエートを占めるのであるけども、そのこの部分の予算を頭の中になかったということがほとんどかなというふうに、私は見ております。表の部分であったりグラフィック、それから写真の部分、これはもうやっぱりグラフィックデザイナーにやらせて、そこから出てきたものを印刷屋に今度は競争入札でもさせて、これがもっと500万、600万かかってはいいと思うんですよ。それぐらいの意気込みでもともとやられておれば、こんなこと、僕はならなかったと思うんです。

それで、あと、これともう一回、質疑の回数に限られてますので、確認をしておきたいのは、この債務負担行為の中で、これ、ずっと2年間、村の広報紙と議会の広報紙は2年度ずつで、2年間で業者に入札して、落札して、やっています。ちなみに、確認なんですけども、この村報、議会報の業者と今回の制作の業者と話をコンタクトされておられると思いますけども、この業者は同じ業者さんですか。それだけちょっと確認します。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えします。

業者については、今おっしゃったように、村報、議会報を編集している業者にも相談はしておりますが、相談業者は1社だけではございませんので、ほかのところにも意見を聞きながら、参考にして進めております。以上です。

○議長（山路 有君） 橋井議員。

○議員（8番 橋井 満義君） ということは、そういう印刷業者さんは何社にも御相談をしておいて、その業者さん自体は、現在、無償でそれを相談に乗っていただいておりますということで理解をしてよろしいのでしょうか。それで、最終的には、その業者さんの中の、入札かどうか知りませんよ、額によって云々ですから、そういったところの数社にお声がけをして、最終的な印刷をするということでされるわけですか。それで、今の110万円は、当面はこのお金はどこに行くお金なんですか。今、数社に声かけて云々ということで、特定してない。それで、無償の云々ということであれば、その業者さんってただ働きしてやるのか、それで110万円の根拠というのは、私、さっきから言ってるように、どこから出た110万、委員報酬だったらこんなに要らないわ

けですから。そうすると、3社、4社あるところに、その110万円を4分の1なり、3分の1なりで割った数字がこれ、充当されて110万円が出てきてるんですかということが、私、最終的に不思議ですから、それだけのことなんです。今の言葉の中では、あれですよ、特定できるところと云々ということ、それを今、すり替えられたような話をしてもらったって困るよという話になってくるんです。

○議長（山路 有君） 橋井議員、もうちょっと要約してください。くどくど同じことを何回も繰り返さないように。

○議員（8番 橋井 満義君） はい、分かりました。要するに、そのつじつまを合わせてください。

○議長（山路 有君） 横田次長。

○教育次長（横田 威開君） 橋井議員の御質問にお答えをします。

今、この予算計上に当たっていろいろ相談をしてっていうふうなことはありますが、これまでもこのふるさと読本の制作の向かっていく流れについて申し上げているとおり、プロポーザルの入札というふうなことを考えております。要するに、ネットワークを介して一般公募をかけて、その中で、こちらがこういう形でふるさと読本を作りたいというふうなものを示した上で、それに対して提案ができるところをこちらで選考していくというふうな形を取らせていただきます。以上です。

○議長（山路 有君） 井田教育長、この追加部分について、今、説明書見ますけども、横田次長が言われた部分、追加部分になる各項目がありますね。その辺りを会期中に議会のほうに提出してもらえますでしょうか。ちょっとどの議員さんも、今、口頭で言われてて、つまり……（「項目ごとの」と呼ぶ者あり）項目ごと。こういうことで220万までなったというところを、詳細を少し議会のほうに出していただければいいと思います。よろしくお願いします。

そうしますと、一般会計補正ですけども、ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第27号の質疑を終わります。

---

#### 日程第4 議案第28号

○議長（山路 有君） 日程第4、議案第28号、令和6年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第2回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（３番 江田 加代君） ３番、江田です。この資格確認書の発行枚数をどれくらいと予算しておられますか、何人分といいますか。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

資格確認書につきましては、現状の把握できている状況としましては、なかなか正直なところ予測がつかないというのが現実でありまして、マイナ保険証になっておられる方には当然、発行必要ございませんけども、それ以外の方というのがどの程度あるかというところでは、多く見積もらせていただいて、今回は一応３００枚というところをめどに予算を計上させていただいたところでございます。これは、かなり多く見積もっているというところは考えておりますが、当初は本当に滞納しておられる方のみの発行ということで国のほうは予定されておられましたけども、ただ、マイナ保険証になっておられない方についても発行していくということに方向が変わってまいりましたので、多く予定をさせていただいたところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） ５番、前田です。今のにもちょっと関連するんですが、それと、次の後期高齢者のほうともちょっと数字上で関連するんで、ここで伺いたいと思います。今でいうと、資格確認書を印刷して郵送するということで、４万７,０００円と１９万６,０００円が補正されていて、それで、同じような趣旨だと思いますが、後期高齢のほうが、これ、ちょっと先走るかもしれませんが、４ページになるんですけども、こっちは、印刷製本は１万３,０００円で、通信運搬費は２５万８,０００円っていうようなことなので、いろいろ見積りとの差だと思いますが、言いたいのは、印刷製本費が後期高齢は少ないけども、通信運搬費は多いっていうようなことでいうと、そこの辺の関連を少し補足いただくとありがたいなと思います。以上です。

○議長（山路 有君） 橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） 前田議員の御質問にお答えいたします。

通信運搬費、こちらにつきましては、国保会計につきましてですけども、これは資格確認書の送付と、あと、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、資格情報のお知らせという通知も発送する必要がございます、どのような資格状況かということの記録を送付するということも併せてございますので、こちらにつきましては、郵送料の３２０円と被保険者数ということで計上

させていただいたところでございます。これ、特定記録での発送を予定をさせていただいてるところでございます。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） すみません、今、ちょっと私の理解があれかもしれません。国保は１９万６,０００円ですよ、郵送料が。１９万６,０００円の中には、この資格証だけではなくて、マイナ保険証を持ってる方にも郵送するんだということで、それで、次のほうで聞いたのいいかもしれませんが、後期高齢のほうは郵送料が２５万８,０００円で多いんですよ。その辺との関連で、次の議案のときでもいいんですけど、ちょっと違うな……。

○議長（山路 有君） 次の議案にしてください、前田議員、これと比較しようもないですが。後期高齢でその質問をしてください。

○議員（５番 前田 昇君） そういうことで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（山路 有君） かかった額だから、それ以上は言えんだないかや。

○議員（５番 前田 昇君） いや、もし、後で答弁は、それでいい、今答弁されるのか。どっちで聞いてもいい。

○議長（山路 有君） じゃあ、後にします。

じゃあ、次。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第２８号の質疑を終わります。

---

#### 日程第５ 議案第２９号

○議長（山路 有君） 日程第５、議案第２９号、令和６年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計補正予算（第１回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

前田議員。

○議員（５番 前田 昇君） では、先ほどの件ですが、結局、印刷製本費と通信運搬費と、国保の補正予算と比べると、後期高齢は、印刷費は少ないんですが、通信運搬費は多くなっている、この辺の具合を補足いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） どうなの、答えられえの。

そうしますと、ちょっと調べるといことで、暫時休憩入れます。

○議員（５番 前田 昇君） 後でもいいですよ。

○議長（山路 有君） 後からでも。まあ、通信費だけん、後から。

○議員（５番 前田 昇君） 単純に疑問を感じているもんで。

○議長（山路 有君） じゃあ、後から……（発言する者あり）橋田課長、今、答えられえの。

そうしますと、答えられるそうですので、橋田福祉保健課長。

○福祉保健課長（橋田 和久君） すみません、失礼いたしました。先ほどの国保につきましては、特定記録ということで御説明をさせていただいたと思いますが、後期のほうにつきましては、簡易書留での送料ということになりますので、送付の単価が高いというところがございますので、その差ということで考えております。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第２９号の質疑を終わります。

---

#### 日程第６ 議案第３０号

○議長（山路 有君） 日程第６、議案第３０号、令和６年度日吉津村下水道事業会計補正予算（第１回）を議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で議案第３０号の質疑を終わります。

---

#### 日程第７ 認定第１号 から 日程第１０ 認定第４号

○議長（山路 有君） 日程第７、認定第１号から日程第１０、認定第４号までは、決算の認定に関する議案であります。各議案については、質疑終了後、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、審査を付託したいと思いますので、この場では総括的、基本的な質疑にとどめていただきますようお願いいたします。

それでは、日程第７、認定第１号、令和５年度鳥取県西伯郡日吉津村一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、以上で認定第 1 号の質疑を終わります。

日程第 8、認定第 2 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、以上で認定第 2 号の質疑を終わります。

日程第 9、認定第 3 号、令和 5 年度鳥取県西伯郡日吉津村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、以上で認定第 3 号の質疑を終わります。

日程第 10、認定第 4 号、令和 5 年度日吉津村下水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、以上で認定第 4 号の質疑を終わります。

お諮りします。この際、認定第 1 号から認定第 4 号までの 4 件について、議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、認定第 1 号から認定第 4 号まで、決算審査特別委員会を設置し、これに付託し、会期中の審査とすることに決定いたしました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員長に橋井満義議員、副委員長に河中博子議員を指名したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山路 有君） 異議なしと認めます。したがって、決算審査特別委員会の委員長は橋井満義議員、副委員長は河中博子議員に決定いたしました。

橋井決算審査特別委員長には、4 会計の決算認定について会期中の審査としていただくお願い

をしました。審査結果を来年度の予算編成に反映させるために大切と考えるので、よろしくお願いいたします。

---

#### 日程第 1 1 同意第 1 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 1、同意第 1 号、日吉津村教育委員会委員の任命についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですから、質疑を終わります。

以上で同意第 1 号の質疑を終わります。

---

#### 日程第 1 2 同意第 2 号 から 日程第 1 8 同意第 8 号

○議長（山路 有君） 日程第 1 2、同意第 2 号から日程第 1 8、同意第 8 号までは、日吉津村温泉審議会委員の委嘱についてですので、一括議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。3 点について質問いたします。

まず 1 点目は、7 人の委員さんの名前を見ましたけれど、女性が 1 人です。ここで委員さんの女性の比率を高めようというお考えはなかったのかなということを聞かせてください。

それから、2 点目は、うなばら荘の廃止後、審議会は開かれていたのでしょうか。

3 点目が、現在、泉源はどのようになっていますでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（山路 有君） 福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） 江田議員の御質問にお答えいたします。

女性 1 人ということで、その理由についての御質問です。これにつきましては、選出母体の各種団体から御推薦をいただいております。女性 1 人、林原さんは商工会から選出していただいております、その他の老人クラブとか、いろいろ各種団体がございますが、女性のほうの推薦がなかったというのが現状でございます。

続きまして、審議会の開催状況です。うなばら荘が営業終了しましてから、ヤードクリエイションに無償で貸し付けるというような審議をこれまでしております。以上です。

○議長（山路 有君） それで、審議会の委員会は開かれたの、開かれてないの。今、質問内容は、審議会の委員は何回されましたかという質問です。

福井建設産業課長。

○建設産業課長（福井 真一君） ヤードクリエイションの審議会での諮問答申をした後は、開かれておりません。以上です。

○議長（山路 有君） 小原総務課長。

○総務課長（小原 義人君） 江田議員の御質問にお答えします。

3点目の泉源ですけれども、こちらは、ヤードクリエイションさんに使っていただくということで、そちらと無償貸借の契約をしております。その管理もしていただくことになっておりますので、そちらの事業者の方にお任せしてるという状況でございます。以上です。

○議長（山路 有君） 江田議員。

○議員（3番 江田 加代君） この審議会のメンバーさんは、団体から推薦を受けて出していたくんですか。そうすると、女性団体がいないので女性が出せませんでしたっていうことでしょうか。女性の比率を少しでも高めようっていうお考えなかったのかなと思ってお聞きしたんですけれど。

○議長（山路 有君） 中田村長。

○村長（中田 達彦君） 村長でございます。これ、先ほど答弁にありましたように、前回、委嘱をした際に、どういった団体から出ていただくのがいいのかっていうことでお願いをして、推薦をいただいて委嘱をしたということでありまして、そのときのところで、団体からの推薦によってやらせていただいたということで、女性の団体がそのときに特にはお願いをしてなかったということです。今の形になってるわけでありまして、御指摘ありますように、やはり女性の比率を、委員さん、高めていくというのは、全般的なところで、これは必要なことだと思っています。今回に関しましては、前回に引き続きというような部分もあって、この皆さんにお願いをしたいということでありますが、今後は様々な委員、委嘱する中で、やはり御指摘のとおり、女性の比率もしっかりと配慮をしてやっていく必要があると思っています。以上でございます。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で同意第2号から第8号までの質疑を終わります。

日程第 19 議案第 31 号

○議長（山路 有君） 日程第 19、議案第 31 号、米子市と日吉津村とのし尿及び浄化槽に係る汚泥の処理に関する事務の委託に関する規約を定める協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

江田議員。

○議員（3 番 江田 加代君） 3 番、江田です。米子市と一緒に事業するんですけども、米子市の水洗率っていいですか、各家庭の、そういったことは質問したらいいかもしれませんでしょうか。どれくらい、パーセンテージでいうと、水洗化が進んでいますか。

○議長（山路 有君） 日吉津村じゃなくて米子市。

○議員（3 番 江田 加代君） 一緒にやっていくということであれば、前提として、ちょっと参考にお聞きしたいなと思いました。

○議長（山路 有君） 答えられますか、米子市の普及率。（「直近じゃなくてもよろしければ」と呼ぶ者あり）いつぐらいのやつ。（「令和 2 年」と呼ぶ者あり）令和 2 年。

直近がなくて、令和 2 年でしたらデータが今あるということですけど、それでもよろしいですか。

○議員（3 番 江田 加代君） いいですよ。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 江田議員の質問にお答えいたします。

米子市の水洗化率ということで、今手元にあるのが令和 2 年度のデータしかございませんで、そのところでいきますと、水洗化率が 91% ということでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか、それで。

○議員（3 番 江田 加代君） はい。

○議長（山路 有君） ほか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） 5 番、前田です。何か今の水洗化率 91% と、このし尿、あるいはし尿処理というのとの関連がちょっと理解しづらい部分があるんですけど、ちょっと今余談だと思ってもらったらいいいです、今の答弁で何かちょっと気になった。

質問したいのは、広域行政から結局米子市に搬入するということで、独自の処理はお金もかかるし効率的じゃないという説明を伺ってます。西部の、例えば日野郡のほうとか、そういったと

ころの、何ていいますか、不安といいますか、米子で処理することによる問題点や不安点とか、そういった議論は、広域の構成市町村、あるいは町村の中で議論はされたのかどうなのか。されてたとしたら、不安材料がこういったのがあって、不安を払拭するような米子市との協議がされたというふうなこと、ちょっとその辺の経過を補足いただいたらと思います。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

御質問にあったとおり、今現在、広域で処理しております。それは、米子市と西伯郡の町村ということで処理しておりまして、これが広域でしてるところなんです、日野郡につきましては、日野郡 3 町で別の処理をされておりますので、このたびの協議には上がってきておりませんで情報はありませんけども、あちらも困っているということがあれば仲間になってくるんでないかなということとは理解してるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

前田議員。

○議員（5 番 前田 昇君） それで、要するに、西伯郡の町村はどの町村も米子市に一本化して入れるっていうことに対する不安とか課題っていうのはなかったでしょうか。改めてお伺いします。

○議長（山路 有君） 矢野住民課長。

○住民課長（矢野 孝志君） 前田議員の質問にお答えいたします。

これまでに 3 回、協議等を進めてるところでございますが、今まで西部広域でしてるところとで、その仲間ですっとしていききたいという考えからは、特段、他町から不安とか、そういったところはないということで認識してるところでございます。以上です。

○議長（山路 有君） よろしいですか。

ほかに質疑ございませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） ないようですので、以上で議案第 3 1 号の質疑を終わります。

---

## 日程第 2 0 議案第 3 2 号

○議長（山路 有君） 日程第 2 0、議案第 3 2 号、鳥取県後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（山路 有君） 質疑がないようですので、以上で議案第 32 号の質疑を終わります。

---

○議長（山路 有君） これで本日の議事日程は全部終了いたしました。

なお、次回の本会議は 9 月 20 日金曜日午後 1 時 30 分から討論、採決を行いますので、議場に御参集ください。

本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。

午前 10 時 35 分散会

---